

## 死刑確定者に対する処遇状況に関するアンケート結果について

今般、日本弁護士連合会では、全国の死刑確定者本人を対象に、アンケート調査を実施した。これは、2006年1月に実施したアンケートに続き、死刑確定者の処遇状況に関して日弁連として行う第2回目の調査である。本文書はアンケートに対する回答結果を分析し、若干の考察を加えたものである。

前回の調査が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」または「新法」という。）の施行前であったのに対し、今回の調査は、法の施行から約2年半が経過した段階でのものであり、法の全国的な適用状況と、法改正を含めた必要な改善点を明らかにする意義を有するものである。

### 第1 対象者

2010年2月3日時点で判明していた全国110名の死刑確定者へアンケートを送付したところ、90名から回答があった（回収率81.8%）。なお、回答者の内訳は男性81名（90%）、女性5名（5.5%）、不明4名（4.4%）であり、施設別回答者数は以下のとおりである（括弧内は送付数）。

#### <施設別回答者数>

東京拘置所	44（59）
大阪拘置所	15（18）
福岡拘置所	10（12）
名古屋拘置所	11（11）
宮城刑務所仙台拘置支所	6（6）
札幌刑務所札幌拘置支所	2（2）
広島拘置所	2（2）
計	90（110）

### 第2 回答内容

#### 1 面会について

##### (1) 面会者の有無

「面会できる人がいる」と答えたのは79名（87.7%）、「いない」と答えたのは11名（12.2%）であった。

「面会できる人がいない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「面会に来てくれる相手がない」が5名(45.5%)、「面会相手が遠方のため」が4名(36.3%)、その他が2名(18.1%)であったが、「面会したいと思う相手がない」との選択肢を選んだ人はいなかった。

面会者がいないと答えた人の割合は、前回調査(約26%)より低下している。これは前回調査の後、死刑執行が繰り返され、アンケート実施時点までに35名(2006年4名、2007年9名、2008年15名、2009年7名)が執行されているが、面会の有無が死刑執行と深く関連しているとみられる。

また、死刑確定者本人は面会を希望していても、面会に訪れてくれる相手がない、あるいは遠方のため面会に来てもらえないために、面会が実現しにくい実態が明らかとなっている。

## (2) 面会の相手方について

面会ができる相手方については、「親族」と回答した人が65名(82.2%)、「親族以外の非弁護士」については65名、「弁護士」は67名(84.8%)であった。

新法施行以前は、面会の相手方が親族・弁護士にほぼ限られていたが、友人・知人等にも一定程度拡大されたことが、数字の上にも現れている。同時に、今回の回答者の大半は、何らかの形で弁護士を依頼している人であることが明らかとなっており、これも(1)の考察において指摘したのと同様、多数の死刑執行がその面会の有無に関連していると考えられる。

## (3) 面会に対する制限

### 親族との面会

親族との面会については、「面会できる親族の数に制限がある」と回答した人は22名(27.8%)、「ない」と回答した人が39名(49.3%)であった。「制限がある」と回答した人にその上限を尋ねたところ、「3人以下」が12名と最も多く(54.5%)、次いで「4～6人」が4名(18.1%)、「7人以上」が2名(9%)となっている。

#### 非親族との面会

非親族との面会については、「人数の制限がある」と回答した人が59名(74.6%)、「制限がない」とした人は7名(8%)であった。

面会できる非親族が、具体的にどのような人であるか(複数回答)については、「友人・知人」が58名と最も多く、次いで「神父など宗教者」が13名、「支援者」が11名、「身柄引受人」3名となっている。

#### 面会時間

面会時間に対する制限については、「ある」と回答した人が78名(98.7%)、「ない」と回答した人は1名(1.2%)であった。具体的な制限時間は、「10分以下」が7名(11.1%)、「15分以下」が35名(44.8%)、「20分以下」が7名(8.9%)、「30分以下」が13名(16.6%)であった。また、面会の相手方によって制限時間が異なるとの回答が6名(7.6%)であった。

親族との面会は、法第120条により権利的に認められるものであるが、その親族であっても、人数に上限を設けている場合があることは、法の適用として極めて問題である。また、面会時間についても、15分以下にとどめられているとの回答が半数を超えており、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第73条が定める原則(30分以上)と乖離した実態が明らかとなっている。

#### (4) 弁護士との面会

##### 弁護士への依頼事項

弁護士に依頼している内容を尋ねたところ、「再審請求」が最も多く64名(90.1%)。うち「既に再審請求済み」は48名で75%)、「民事事件」が8名(11.2%)、「その他」が7名(9.8%)であった。

##### 弁護士面会への立会い

弁護士との面会に職員が立ち会うか否かについては、「いつも職員が立ち会う」と回答した人が55名(82%)、「立ち会わないことがある」は11名(16.4%)であった。「立ち会わないことがある」と回答した11名のうち4名は、職員立会いについて国家賠償請求訴訟を提起した人であった。また11名の拘置場所は、札幌1名、仙台3名、東京3名、名古屋

2名、広島2名となっており、収容者数の多い東京拘置所で少なく、次いで多い大阪拘置所では1名もいないことが注目される。

弁護士との面会に職員が立ち会うことについては、51名(76.1%)の人が「不都合を感じることもある」と答え、その理由としては、「自由に話せないこと」が最も多く(30名)、次いで、「情報が漏れることへの不安」(19名)が挙げられている。

#### 面会時間の制限

弁護士との面会についても、「時間制限がある」と回答した人は47名(70.1%)で、「ない」とした人の11名(16.4%)を大きく上回っている

具体的に弁護士に対して再審請求など訴訟依頼をしている場合であっても、無立会面会は、ほとんどの場合で実現していないことが客観的に明らかとなった。また、わずかに無立会いの場合があると回答した人たちの半数近くは、立会いが違法であると主張して国家賠償請求訴訟を提起した人たちである。これは、国賠訴訟を提起していることが、「訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い又は録音若しくは録画をさせないことを適当とする事情がある場合」(法第121条ただし書き)に該当すると判断されているものと考えられるが、立会いの要否において、再審請求と国賠訴訟とを質的に異なるものと区別する根拠が全く不明である。

## 2 信書について

### (1) 信書を発受する相手の有無

「文通ができる相手がいる」と回答した人は84名(93.3%)、「いない」と回答した人は6名(6.7%)であった。

「文通できる人がいない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「手紙を書いてくれる相手がない」、「(文通の)許可がない」が各3名(50%)、その他が2名(33.3%)であったが、「手紙を出したいと思う相手がない」との選択肢を選んだ人はいなかった。

文通相手がいる人の数は、面会相手がいる人の数をやや上回っており、相手方が遠方にある等の事情のため、面会はできず文通で外部交通を図っている

人の存在が伺われる。また，面会と同様，死刑確定者本人は文通を望んでいるが，やりとりできる相手がいない，特定人との文通を希望しても許可がおりない，といった事情で実現していない実情が浮かんでいる。

## (2) 信書の発受の相手方

文通の相手方については，「親族」と回答した人が68名(80.9%)，「親族以外」が70名(83.3%)，「弁護士」68名であった。

文通できる親族の人数については，「制限がある」とした人が27名(36.9%)，「ない」とした人が39名(53.4%)，「不明・わからない・その他」が7名(9.5%)であった。

非親族の文通相手としては，「友人・知人」が67名と最も多く，次いで「教誨師」や「その他の宗教関係者」など7名，「支援者」7名，「身柄引受人」2名，「その他」13名となっている。

信書発受の相手方についても面会とほぼ同様の傾向がみられる。

## (3) 受信の不許可・抹消など

「手紙の受信が不許可となったり，一部の記載が抹消されたことがある」と回答した人は59名(70.2%)，「ない」と答えた人は16名(19%)であった。不許可等の理由については，「外部交通が許可されていない人からの手紙であったため」が27名(45%)，「余事記載であったため」が14名(23.3%)，その他18名(30%)となった。

また，受信が不許可とされた場合に，差出人の氏名が告知されるか否かについては，「告知される」との回答が41名(69.4%)，「告知されない」が13名(22%)，場合によって異なるとの回答が3名(5%)であった。

多くの人が手紙の受信不許可を経験しているが，その場合に差出人氏名が告知されるか否かについては，取扱いが一律ではない(なお，受信があったことの告知自体は，審査の申請との関係でなされている。)

## 3 差入れについて

差入れをしてくれる相手がいるかどうかについては，「いる」と答えた人が8

0名(88.8%),「いない」人は10名(11.1%)であった。

差入れをしてくれる人は「親族」が最も多く47名(58.7%),次いで「友人・知人」35名(43.7%),「弁護士」14名(17.5%),「支援者」6名(7.5%)の順であった。

差入れが不許可となった経験については,53名(58.8%)が「ある」と回答し,その理由は,「差入れ品が所内での所持・使用を禁じられているものだったから」が21名(39.6%),「差入れ品が特定の人からのものだったから」が12名(22.6%),「不許可の理由はわからない」が16名(30.1%)であった。「特定の人」を理由とする不許可の大半(11名)は,外部交通が許可されていない人であるから,というものであった。

差入れについては,外部交通と異なり,法は差入れを行う人に着目した制限を規定していない。しかし実際には,外部交通を許可していない相手方からの差入れについては,面会・信書の発受だけでなく差入れも不許可としている事実が明らかとなった。

#### 4 処遇環境について

##### (1) 運動場所について

「運動場所について希望はありますか」との問いに対しては,61.1%にあたる55名が「ある」と回答した。具体的には「もっと広い場所に」「開放感のある場所に」が28名(50.9%)と最も多く,次いで「土,草のある場所にしてほしい」が13名(23.6%),「屋上や屋外にほしい」が10名(18.1%)であった。

(2) 「居室外で他の被収容者と一緒に処遇を受けることはありますか」との問いには,85名(94.4%)が「ない」と答え,「ある」と回答した人は2名(2.2%)であった。「ある」とした人が受けている共同処遇は「入浴」であった。

法第36条は,死刑確定者の処遇は原則として居室内で行うこととし,その第3項において,「死刑確定者は,居室外においても,第32条第1項に定める処遇の原則に照らして有益と認められる場合を除き,相互に接触させては

ならない。」とする。しかし、実際には、共同処遇が確認された事例は皆無であった。今回、2名が「ある」と回答したが、うち1名は、その具体的内容について「入浴」と回答しており、法が想定している、処遇原則に照らし有益な相互接触（処遇）が行われている事例は実際に存在しないことが確認された。

### (3) レクリエーション

「ビデオ観賞・テレビ視聴などレクリエーションの機会がありますか」との問いには、81名（90%）が「ある」、5名（5.5%）が「ない」と答えた。「ある」場合の具体的内容としては、「ビデオ・DVD鑑賞」が54名、「テレビ視聴」が25名であった。頻度は「月に3回以下」が最も多く（42名）、「4～6回」14名、「7回以上」21名となっている。鑑賞・視聴の態様については、全員が「居室内」において「単独」で行うと回答した。

(2)と同様に、死刑確定者相互間においても接触を行わせない処遇が徹底してなされていることが明らかである。

### (4) 新聞・雑誌の購読

「新聞や雑誌の購読をしている」人は65名（60.0%）、「していない」人は22名（24.4%）であった。

「新聞や雑誌の購読をしている」と回答した中にも、回覧で読んでいると推測される回答が相当数あった。また、経済的理由から購読したくてもできないという人が見受けられる。なお、購読できる場合であっても冊数や種類には制限があり、刑事施設当局により不適切と判断された表現が抹消されたり、交付されずに領置されたりすることがある。

### (5) 宗教教誨

「宗教教誨を受けている」と回答した人は39名（43.3%）、「受けていない」人が44名（48.8%）であった。受けていない理由のほとんどは、

「希望していないから」(34名)であったが、「希望しているが受けられない」との回答が1名あった。

なお、具体的な宗派は「キリスト教諸宗派」が20名、「仏教諸宗派」が19名、「不明(未回答)」1名となっている。

教誨を受けている39名中、34名は教誨の頻度を「1カ月につき1回」と回答しており、「2回以上」の人は5名に過ぎず、なかには、施設職員から教誨師の負担を告げられて希望回数を減らしている人がいる。また、希望があるにもかかわらず、突然理由の告知もなく打ち切られたと訴える人もいる。法第33条第2項は、「死刑確定者に対しては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話その他の措置を執るものとする。」としていることから、こうした取扱いは問題である。

#### (6) 自己契約作業

「自己契約作業をしている」人は12名(13.3%)、その内容はいずれも紙細工(袋貼り、紙折など)であった。

### 5 再審請求・恩赦について

「再審請求を現に行っている」人は62名(68.8%)、「準備中」(2名)も合わせると71.1%である。「再審請求をしていない」と答えた人は24名(26.6%)であった。

再審請求をしていない人について、その理由(複数回答)を尋ねたところ、「費用がない」が最も多く6名、「弁護士が見つからない」とした人も5名いた。再審請求をしているが、費用がないために弁護士を選任していない人もいた。

恩赦については、「出願をしている」人が16名(17.7%)であり、うち大半の13名は再審請求も同時に行っているとの回答であった。

再審請求も恩赦出願もともに「していない」と答えた人は23名(25.5%)で、このうちの2名がアンケート実施後に死刑を執行された。

再審請求を希望しても、費用等の壁によって弁護士に依頼できない人が相当数に上り(このうち1名は2010年7月に死刑執行)、また、弁護士を依頼できないまま死刑執行されている実態がある。



## 6 医療について

現在、自身の健康について困ったことが「ある」と回答した人は52名(57.7%)、「(現在は)特にない」とした人は14名(15.5%)であった。具体的には腰痛・坐骨神経痛や高血圧といった慢性疾患が多いが、脳出血の後遺症や心筋梗塞を訴える人もいる。

「施設の医療について不安や疑問を感じたこと」が「ある」と回答した人は40名(44.4%)で、「ない」は12名(13.3%)であった。具体的には、「医師の診察が受けられない」、「診察を受けても問診だけで聴診器を使ってもらえない」、「歯科治療を受けるまでに長期間待たされる」、「処遇部門の意見で医療の内容が左右される」、など多岐にわたった。

さらに、「通牒伝播器使用により全身にあらゆる障害が発生」、「外部からのレーザー電波が体に設定」など、文面から明らかに精神疾患が疑われるものが複数あった。

刑事施設一般にみられる医療の問題点が、死刑確定者処遇にも顕著に現れている。また、腰痛・高血圧等が多い理由として、原則として居室内でのみ処遇が行われることが推察される。また、精神疾患が強く疑われるケースについては、その病名や程度、適切な医療がなされているのかが全く不明であり、刑の執行停止との関係で問題である。

## 7 その他

「その他」として自由記載を求めたところ、様々な意見が寄せられた一方で、「(検閲されるため)怖くて真実は書けない」、「(アンケートではなく)面会による事情聴取を希望する」との記載が数件あった。また、外部交通制限の緩和を求める意見が多いほか、新法施行によっても、法の規定がそのまま適用されない、あるいは、新法によって新たな制度が設けられたことによって、従来の取扱いが中止されてしまったこと(例：不服申立て制度の導入により、職員が面接に応じない、等)、新法の施行後も依然として多くの問題点があることを指摘する意見が相当数みられた。

## 第3 まとめ

本アンケートに現れた内容は、いずれも、今後実施されなければならない新法の見直し作業にとって、貴重な資料となるものである。また、アンケートに回答しなかった人の中に、重篤な精神障害が疑われる人が存在することも、大きな問題である。

日弁連として、死刑執行停止の実現に向けた活動とともに、今後とも、死刑確定者の処遇問題を注視し、これに積極的にかかわっていく必要がある。

以上